

ファミリー・サポート・センター事業のQ & A（利用会員）

	Q	A
1	3か月後に第1子を出産予定です。登録はいつからできますか？	利用会員の入会手続きは、お子さまの出生後に受付が可能です。登録対象児童は、出生後から小学6年生の3月31日までです。申請方法は、区ホームページより電子申請、郵送申請、または、以下の施設での窓口申請が可能です。（対象施設「子ども家庭総合支援センター 子育てサポート」「区役所保育サービス課」「CAP's児童館」）
2	登録完了後すぐに利用できますか？	本事業の利用対象児童年齢は、生後43日から、小学6年生の3月31日までです。また、ご利用の流れは、申し込み後、紹介できる援助会員を探す→みつかったら事前面談の実施→ご利用となります。
3	どんな時に利用できますか？ 仕事以外の理由でも預けることはできますか？	他のお子さんやご家族の用事や通院、保護者が外出される場合やリフレッシュなど、必要に応じてご利用になれます。
4	子どもを預かってもらう場所はどこですか？	援助会員の自宅、利用会員の自宅、その他公共施設など、子どもの安全が確保できる場所での活動になります。
5	活動中にお風呂に入れてもらうことはできますか？	お子さまの安全を最優先に考え、ファミリーサポートの活動で沐浴やお風呂に入れる事、プール遊びなどは行えません。
6	利用日は決まっていないのですが、保育園の迎えを頼める方を紹介してもらえますか？	日程が確定していないと援助会員さんに予定聞くことができません。まずは、利用日を確定させてから依頼申込をしてください。
7	保育園迎えの後、自宅に居る小学生の兄に引渡しをお願いできますか？	「大人から大人へ」子どもを安全に受け渡すことが、ファミリーサポート事業のルールです。家族であっても未成年に引渡しとなる活動は行えません。また、不在宅に送る活動も行えません。
8	保育園が遠いため、自転車での送迎をお願いしたいのですが、対応できますか？	道路交通法規で認められる未就学のお子さんで、法令上の条件を満たし、チャイルドシートの利用、シートベルト、ヘルメットの正しい着用が可能な場合には、依頼受付可能です。
9	現在、援助会員自宅での預かりをお願いしている援助会員さんに、利用会員自宅での預かりをお願いしたいのですが、対応可能ですか？	改めて事前打合せ面談を実施の上、援助活動が可能です。 事前打合せ面談は、活動内容が異なる場合、援助対象児童が異なる場合、送迎などで送り先または迎え先の場所が変更になる場合には、その都度実施が必要です。また、最後の活動から1年以上経過した場合にも、再度の事前打合せ面談が必要です。
10	区内での引越し、子どもが増えるなど、登録情報に変更があった場合は、再度登録が必要ですか？	再度の登録手続きは必要ありません。 子育てサポートにお電話ください。変更事項を確認のうえ、登録記載事項変更手続きをいたします。